

「災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結の希望者を公募します。

協定締結を希望する者には、下記により応募資料作成要領を交付しますので、応募資格確認申請書等の提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は業務発注ではありませんので入札は行いません。

平成30年10月22日

国土交通省北陸地方整備局長
吉岡 幹夫

1. 協定の概要

- (1) 名 称：災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関する協定
- (2) 目 的：地震・大雨等の自然災害等が発生した場合に、北陸地方整備局職員が被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のために派遣される際に必要となる宿泊施設の施設状況の情報提供及び予約をすることで迅速かつ円滑な宿泊施設の確保に寄与することを目的とする。
- (3) 内 容：協定締結者へ行う協力要請に基づき、災害派遣時に必要となる宿泊施設の施設状況の情報提供及び予約を行うものとする。詳細については、応募資格確認結果の通知後、応募資格を満たした者と協議し、協定の目的が達せられるよう協力可能な範囲で定める。
なお、被災現場等に移動する際の鉄道、航空機、船等の公共交通機関の切符等の予約及び引き渡しの要請を行う場合もある。
- (4) 範 囲：日本国内
- (5) 期 間：協定締結の日から3年間とする。ただし、協定の期間満了後も甲乙いずれからの申出が無い場合は、協定関係を継続することとする。甲乙いずれかの申出により、協定は廃止することができるものとする。
なお、申出の時期は廃止する期日の1か月以前とする。

2. 応募資格

- (1) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」にて関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 旅行業法施行規則（昭和46年11月10日運輸省令第61号）第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録者であること。
- (4) 本業務に係る事務手数料、配送料がかからないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法

に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき（１）の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

- （６）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （７）個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。

3. 応募資料の作成及び提出に関する事項

応募資料は次のとおりとする。なお、応募資料の作成方法については、別途交付する応募資料作成要領によること。

- （１）応募資格確認申請書
- （２）旅行業法施行規則第１条の２第１項第１号又は第２号の旅行業の登録が証明できる書類
- （３）旅行業法第１２条の２に基づく旅行業約款を記載した書類
- （４）個人情報の取扱いに関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し

4. 応募資料作成要領に関する事項

（１）担当部局

〒950-8801

新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号 新潟美咲合同庁舎１号館

国土交通省 北陸地方整備局 総務部総務課 総務係

TEL 025-370-6634 FAX 025-280-8881

（２）応募資料作成要領の交付

- ・交付期間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで随時交付
- ・交付場所 上記（１）に同じ
- ・交付方法 以下の①から③のいずれかの方法で交付
 - ①北陸地方整備局公式ウェブサイトからダウンロード
(URL : <http://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/nyuusatu.html>)
 - ②郵送（着払い・希望者負担）交付
 - ③上記（１）にて交付

郵送を希望する場合または電子データでの様式の交付を希望する場合は、あらかじめ（１）の担当まで事前に連絡を行うこと。電子データでの交付は、記録媒体（CD-R等）を（１）に持参又は郵送（着払い・交付希望者の負担）することにより電子データの交付を受ける。

（３）応募資料の提出

- ・提出期限 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分

まで随時受付

- ・提出場所 上記（１）に同じ
- ・提出方法 持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）

（４）応募資格確認結果の通知

担当部局は、応募資料の提出を受けてから１週間を目処に結果通知を行う。

応募資料作成要領（災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関する協定）

国土交通省 北陸地方整備局

1. 応募資料の作成

(1) 応募資料

①応募資格確認申請書【様式1】

応募資格確認申請書は会社の代表者印を押印すること。

作成した応募資料は応募資格確認申請書として、とりまとめて提出すること。

②旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類

③旅行業約款を記載した書類の写し

旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第12条の2に基づく、観光庁長官あて申請し、認可を受けた旅行業約款を記載した書類の写し

④個人情報の取扱に関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し

(2) その他

①応募資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②提出された応募資料を「災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関する協定」の締結に関すること以外は提出者に無断で使用しない。

③提出された応募資料は返却しない。

2. 応募資料の提出方法

・提出方法 持参、郵送又は託送（書留郵便等、記録が残るものに限る）

・提出期限 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで随時受付

・提出場所 〒950-8801

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局 総務部総務課 総務係

TEL 025-370-6634 FAX 025-280-8881

3. 応募資料に対する質問

この応募資料に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出方法：書面は持参によるものとし、FAX、郵送等によるものは受け付けない。

②提出期限：上記2に同じ

③提出場所：上記2に同じ

4. 応募資格確認結果の通知

担当部局は、応募資料の提出を受けてから1週間を目処に結果通知を行う。

5. 応募資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 応募資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して応募資格がないと認めた理由について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

①提出期限：応募資格確認結果通知日の翌日から5日後

②提出場所：上記2に同じ

③提出方法：書面は持参によるものとし、FAX、郵送等によるものは受け付けない。

(2) 担当部局は、説明を求められたときは、(1) ①の提出期限の翌日から5日後までに説明を求めた者に対し、書面にて回答する。

応募資格確認申請書

平成 年 月 日

北陸地方整備局長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年x x月x x日付けで公募のありました「災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関する協定」の締結に係わる応募資料について、下記のとおり申請します。

記

1. 旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類
2. 旅行業法第12条の2に基づく旅行業約款を記載した書類

※応募資格確認申請書は会社の代表者印を押印すること。

作成した応募資料は応募資格確認申請書として、とりまとめ提出すること。

災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関する協定書（案）

国土交通省北陸地方整備局長 吉岡 幹夫（以下「甲」という。）と〇〇〇(株)代表 〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における職員の宿泊施設等の確保の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の自然災害等が発生した場合に、北陸地方整備局職員が被害の拡大防止と被災施設の早期復旧のために派遣される際に必要となる宿泊施設の施設状況の情報提供及び予約をすることで迅速かつ円滑な宿泊施設の確保に寄与することを目的とする。

（協定の実施範囲）

第2条 宿泊施設等の確保の範囲は、日本国内とする。

（協力要請）

第3条 甲は、自然災害等が発生し必要と認めるときは、乙に対し被災現場等の周辺にある宿泊施設の施設状況の情報提供や予約を要請することができる。また、甲は、乙に対して職員が被災現場等へ移動する際に利用する鉄道、航空機及び船の公共交通機関の切符等の予約、引き渡しの要請を行う場合もある。

2 乙は、前項の要請があった場合には、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

3 第1項の要請の方法及び代金の支払等については、応募資格を満たした者と協議し、協力可能な範囲で定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成33年3月31日までとする。

ただし、本協定の期間満了後も甲乙いずれからの申出が無い場合は、協定関係を継続することとする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申出の時期は廃止する期日の1か月以前とする。

（協定の解除権）

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条第2項にかかわらず本協定を解除することができるものとする。

一 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」にて関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者でないと認められるとき。

二 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当している者と認められるとき。

- 三 旅行業法施行規則（昭和46年11月10日運輸省令第61号）第1条の2第1項第1号及び第2号の旅行業の登録をしている者でないと認められるとき。
- 四 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき(1)の競争参加資格を継続する為に必要な手続をおこなった者を除く。）と認められるとき。
- 五 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者と認められるとき。
- 六 個人情報の取扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていないこと、又は、財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人でないと認められるとき。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

平成30年 月 日

甲 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
国土交通省
北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

乙